

研究通信

No.147
1987年7月1日
刊行会局学部三
研究社研塾大
村事務義高
落應濟山
慶經高港區三田2-15-45
TEL 03(453) 4511

第一回研究会案内

一、日時 一九八七年二月七日（土曜）一時三〇分

一、場所 慶應義塾大学研究室 C会議室

（国電田町駅、都営地下鉄三田駅下車）

一、報告 安原 茂

「共通課題『土地と村落』について」

東 敏雄

一九八六年 第三十四回村研大会 討論のあらまし（その一）

最初に司会者団が意図した大会討論の構成を記しておきたい。第一に、大会の共通課題との関連で基本的枠組を確認しておくことである。前年度に引き続き、八六年度の共通課題は「土地と村落」、それに「村落の変貌と土地利用秩序」というサブ・テーマが付けられている。これはいうまでもなく、八四年度までの共通課題「農政と村落」の延長で構想されたものである。基本法農政、総合農政を経て、現在の農政は地域農政と行政の側から命名されている。行政サイドから、農政のなかに地域が浮上したのである。かかる事態のなかで農民の立場から地域をどのように抱えるのか、「村落の変貌と土地利用秩序」というサブ・タイトルはこのような文脈のなかにあ

るものと考えられる。

その意味で、第一回目に「近世の入会林野と村落」を報告した西川会員には、おおよそ以下のようないい趣旨で補足的発言を御願いした。すなわち、西川会員は戒能通孝氏による「行政村としての村」と「生活共同体としての村」との区別を画期的なものとして評価し、この生活共同体としての側面を近世の入会林野にそくして実証的に報告した。同会員はこの二つの機能は必ずしも重なり合っているということはできず、現実に分離している村もあると考えた方がよいと報告している。つまりこれは生活共同体という機能が現実を規定するばあいもある、という意味で、重要な役割を果たしているといふことであろう。この生活共同体としての側面は、近代においても、また入会林野に限らず、より一般的な分野で機能しているものかど

うか。報告の趣旨を近代にまで延長して補足していくだければ、というものが司会者の注文であった。

おなじく第一日目、「本源的土地所有とムラの土地利用秩序」を報告した岩本会員には、次のような角度から補足的発言を依頼した。報告のなかで岩本会員は、神話以来の土地の占有や利用にかかる罪、シキマキ、クシザシ、アゼナワの考察を通して本源的土地所有意識のわが国におけるありようを示し、さらに、これら言葉の使用例、そこでの解釈の歴史性から土地所有意識の変遷にもかかわらず、この労働に基づく本源的土地所有・占有意識は、近代の小作争議の中でも無意識的に継承され、いわば「深層心理」を形成しているのではないか、としたのである。岩本会員には、報告論題の前半、「本源的土地所有」の論から進めて、論題後半の「土地利用秩序」、そもそも現在のそれについて論点の補足を、と注文したのであった。

周知のように、村研の課題報告は日程の都合で二日間にわたっておこなわれる。本大会では、二日目は、長谷川会員の「村落変貌と土地利用秩序の展開」、特別報告として永田恵十郎氏の「過疎山村の明暗」があった。大会討論は二日目、両氏の報告に引続いておこなわれるため、前日の両会員のようには、追加報告を求ることはできなかった。むしろ、前共通課題および昨年度討論との連結を期待するという意味で、磯部会員と安孫子会員にコメントを願うということとした。前夜、懇親会の席上、ちらとお願ひしたというものの、注文の内容は突然に等しく、両会員に御迷惑をお掛けしたことは確実である。

磯辺会員は第二回の茨城県大子町での大会で「農政と村落」を特別報告し、その後、村研年報第二〇巻に「地域農政の展開と『むら』」を発表している。冒頭述べたような討論の構成方針からして、あの文脈の中で、磯部会員に発言していただけたら、と司会者は考えた。司会者の理解ではあるが、論文の中で磯辺会員は、労働と所有の同一性という所有の本源的・本質的把握を肯定する立場にたつて、その現実的な再構築は不可能なのか、と問い合わせていた。眼前の現実は、資本主義的所有が展開するなかで進行する労働の所有への従属である。この過程は同時に、人間が生きてゆくために、歴史を超えて必要な前提条件である土地利用体系、耕地生態系の安定、したがって地力の維持が破壊されていく過程でもある。歴史を超えた人間と自然との物質代謝の原則が、資本主義という歴史社会の法則の中で破壊されている。ここからの回復は、所有の本源的・本質的形態の現在的な再構築によってのみ可能となるのではないか。しかしそれは所有変革の古典的発想によつてはなしえない。つまり、農民の外側から、たとえば協同的土地所有、国家的土所有という形で所有を変革し、これによって労働と所有の分離を止場したとしても、である。むしろ農民層の内側から、自らの労働様式の変革に立脚する土地所有の転換が、数は少ないとしても、日本の中で実践されているのではないか。それに着目し、理論化してより広い実践にむすびつけられないのか。「それがいかなる歴史的定在であるにせよ、労働する主体とその客体的諸条件の本源的結合は必然的に一定の共同体を前提とし、基礎としている」。正確に伝えていない恐れもあるが、司会者はこのように理解して、大会討論の文脈を鮮明にすべく、磯辺会員の発言を期待した。

安孫子会員は八五年度の大会で「地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係」を報告し、同名の論文を村落社会研究第二集に発表している。ここで安孫子会員は本源的な土地管理・利用秩序——いってみれば先の、歴史を超えた人間と自然の物質代謝の原則、その中での土地管理・利用秩序——と階級関係等に由来する第二次的な土地管理・利用秩序——資本主義的経済法則に基づく、その中の、土地管理・利用秩序とは限定していない。階級関係等に由来するというように包含する歴史範囲は広い——とに区別し、戦前・戦時わが国における第二次的なそれを、「資本の論理の仮象的反映としての地主の土地支配」(土地管理)、それを圧倒し、排除して進んだ国家の土地管理を実証的に整序している。そのなかで、部落の意味あいも問題とされる。岩本報告のシキマキの禁止も、この文脈の中で関連づけられている。司会者は、さらに時代を、戦時統制が撤廃され、地主的所有も廢棄された農地改革後、そして現代を展望し、第二次的なそれ、岩本会員の報告の趣旨を結びつけた発言を、と注文した。

二

西川会員の補足的説明。西川会員はまず、報告者としての村落の取扱いはあくまでも入会の権利主体としての村落ということで生活共同体の機能を説明したのであり、村落一般を問題としているのではないことを強調した。ついで「純粹な補足」として、報告では山村を例にして、幕藩制行政村と生活共同体を区別できるような形で説明したが、平場の村では村内に複数の生活共同体があるばかり、個々の生活共同体が入会権の権利主体になっておらず、幕藩制行政

村と入会の権利主体がかさなるばあいもある、と述べた。ついで、現代の問題としては、入会権の外部の人への売却により自然災害、公害がひきおこされ、従来のように、私権化の方向だけでは入会権が解釈できなくなっているとして、ここから現代における生活共同体の問題を示唆した。生活共同体の構成単位をなす家については、①家を継ぐ人がいなくなつても(例では一人娘の他村への嫁出)、その家の入会権は近世來昭和四二、三年ころまで続いていた。これは日本の家を前提として入会権があることを示す。②近世にあっては家の、生活共同体の中における規定の仕方、あるいは約束ごとは、一様ではないこと。③明治の壬申戸籍以降、家は血縁中心に変わり、町村制行政村の構成員は制度上では住民となつた。しかし実状は現在に至るまで、生活共同体としての部落のばあいは家が単位である。そのばあいの家は系譜的な家族が多くまだニュークリア・ファミリーという型にはなっていない。

ついで岩本会員の補足説明の要点は以下のようである。法律が考へている土地利用秩序と現実に農民が土地利用するさいに考えている土地利用秩序との間にはずれがある。つまり法律が規定している土地利用秩序とは別のムラ独自の土地利用秩序がある。われわれたというふうにのみ考えがちであるが、実は、柳田國男がすでに明治末、宮崎県椎葉村の焼畑分配にそくして触れているように、稻作以前の焼畑農業的なものが基礎にあり、それが土地配分の考え方のベーシックな部分として持続している。この部分は、現代に至るまで所有関係が混乱するたびに顕在化するのである。つまり秩序はたえず安定した状態を示すものではない。むしろ、ある状況を突き崩

すものとしてあるのである。

岩本会員のこの追加報告は労働と所有の一一致という所有の本源的形態について、それは歴史を越えて土地利用秩序の根底にあり、それゆえ、ときどき、そして人を得たならば、それは顕在化あるいは現実化できるものといつていいのであろうか。大会では以上のほか、先にも述べたように、二日目の共通課題報告として長谷川会員の「村落変貌と土地利用秩序の展開」と永田惠十郎氏の特別報告があつた。以下においては、おおむね大会での発言順に従って、報告者の回答あるいは所信を紹介し、最後に討論概括のあらましを記したい。なお、全体をまとめる時間的余裕がなかつたので、一回にわけた。

三

西川報告に対する安孫子会員の論点は二つである。第一、幕藩制下の行政村をどのように考へているかということについて。西川報告からは行政村としての村と生活共同体としての村と、二種類あるよう受取れる。しかし報告でも触れている中村吉治氏の考へ方はこれとは異なる。生活にかかる西川会員の言う生活共同体、これは村というより集団と表現した方が適切かもしれない。これが、たとえば入会、たとえば水掛け、というように機能分化し、それぞれの局面に対応して共同体的集団の範囲にすれが生じてくる。その上で行政村をつくらなければならない。(行政村の範囲はこれらの最大公約数範域と、これはまた別の年貢、賃租の便宜、地理的条件、等が加わって決定される。つまり行政村の形は一律ではない。そこを中村吉治氏はある意味で機械的に線を引いた、と表現した。機械

的とは言つても、文字どおり機械的というわけではない。生活共同体的実態を踏んでいるのである。そのうえで「機械的」に崩せる程度にまで共同体的実態が崩れている。それが近世の行政村であろう。第二に、西川報告は入会の主体は生活共同体であることを強調した。しかし行政村も入会に係わるのではないか。たとえば、旧来の農民的林野利用が廃止され藩営林に組みこまれるというようならば、藩との交渉主体は行政村である。あるいはまた、藩政改革などの結果、小物成として山役錢などが設けられるばあい、その役錢を負担する入会主体は行政村内の一集落であったとしても、その取扱いは行政村がおこなう。つまり入会に関しても、行政村と生活共同体的組織とは別個なものではなく、密接な関係があり、ただ現実の利用主体と、藩とのパイプとなる組織とは違うというように理解した方がよいのではないか。第三に、入会関係が解体することはどういふことなのか。入会解体の契機は、単純に生産力構造の変化、商品経済の発展と言つて済ますわけにはいかない。利用主体である集落の内部構造(家の序列、上下関係、支配関係)の変動が解明されないと入会解体の問題は正面から提起できないのではないか。耕地にそくして言えば地主の出現ということになるが、山林も同じようなことが、あるいは耕地よりもっと早くから現われて來るのではないのか。そのような入会の解体主体となる層を明確にして來ないと近世人会の解体は説明できないのではないか。こう考えたばあい、明治になって地租改正のさい、官民有区分を通して私有権が確立していく、この状況の下で急激な分解が進んでゆく。地主制を対象とした昨年度の安孫子報告は、この文脈で今年度の西川報告と持続するのではないのか。

同じく安孫子会員の岩本報告に対するコメントはおおよそ以下のとおりである（なお、安孫子会員はすでに研究通信で、東北地区研究会での岩本報告の司会者として所説を述べている）。第一は、シキマキ、クシザシの解釈論は別として、それによって代表されるアマツ罪が何故その後も残るのかということである。換言すれば、他人の権利を犯すという問題。何故犯してはいけないのかという問題と言つてもよい。この背景には経営の保証、あるいは経営の維持といふことがある。近代に引きつければ家としての経営の保証ということとなる。つまりたんなる既得権の問題ではなく、そのもうひとつ奥にある経営の保証にかかる問題である。だから、もし他の方法によってその保証が可能となればアマツ罪的な禁止令は消えてゆくと考へた方がよいのではないか。小作争議との関連で言えば、一方で村落的な経営保証ではない小作権の要求と言ふような個別的な権利要求が出て来る段階において、共同田植とういうような行為がどういう意味をもつのか、ということでもある。第一は、アマツ罪による禁止の保証主体は誰かということである。岩本報告では罪 자체の意味するところにおかれ保証主体は明確とは言い難い。支配者が保証することもあるうし、村落の中で保証されるばあいもあるうし、村落の中でも保証されるばあいもある。村落のばあいでも、村落がいかなる性格を持ちながら保証するのか、そこに歴史性があるはずで、この点を解説することによって、近代の問題につながって来るのではないか。

このほか安孫子会員は、長谷川報告における家産の理解に関説して、家産とはその家をもつてしても自由に処分出来ないものとして家産なのであり、長谷川会員のように、制約はあるとしても処分可

能なものであるならば、個人の権利が余り強くあらわれていない私有財産と言つべきではないのか、と述べた。なお長谷川報告報告についての質疑応答は、次回研究通信で一括して紹介したい。

磯部会員のコメントは課題・特別報告者全員を横断するような形でおこなわれたので、要旨を一括して記しておきたい。磯部会員は西川報告からの行政区と生活共同体の理解を整理した上で、自己の見解に導いていく。西川報告は行政区と生活共同体とを明確に仕分して説明した。西川報告によれば、行政区とは要するに貢租収取の便宜に出るもので、それ故、幕府レヴェルの仕分けと藩レヴェルの仕分けとはかなり違っている。ということは、生活共同体はこのようない行政村との見合いでかなり柔軟な可動性を持っていることではないか。所有サイドから言えれば重層的と表現してよいのかかもしれない。つまり行政区と生活共同体とが截然と区別されない、あるいは生活共同体の組織自体がかなり可動的な側面を持つていて、このあたりが気になるのは生活共同体としての村を強調することの意味と関連する。生活共同体を規定している所有、明治以降にあっては私的所有であるが、その所有の生活共同体に対する規定性をどのように理解したらよいのか。それはおそらく歴史的に推移していく性格のもので、この中では、生活共同体の内部からする所有への働きかけというものもあるであろう。いずれにしても西川報告で対象とした時代から現在にいたるまで、とくに所有とのかかわりでみた歴史的推移を具体的にどのように把えていたらよいのか。その辺を考えてみるとあるであろう。いずれ意は、このような考察は、現在われわれが抱えている問題、つまり私的な合理性を超えて社会的合理性をどう再建するかという問題に

つながつて来るからということであろうか。磯部会員はさらに、永田報告における地域資源の合理的活用も同じ問題にかかわると指摘した。永田報告では地域資源の合理的利用システムをいかにして創造するか、それが課題、と指摘しているが、これは長谷川報告の土地利用秩序と関係して来る。そして、磯部会員はこの土地利用秩序と所有の規定性との統合を求める。つまり、土地利用体系といえはそれはたとえば作付体系、労働力の利用体系というような物的なものが内容である。しかし土地利用秩序になるとこの物的なものが基礎であることに変わりないとしても、これと所有の圧力との統合が具体的課題になる。つまり、現にある土地所有がこの秩序形成に障害であるとすれば、それを誰のがどのように解決（統合）していくのか、そこに現在の課題がある。このような意味で所有とその内実を媒介していくものとして、磯部会員は労働主体の自立化の程度をおいているが、そのぎりぎりのところは生存、つまり生活の維持だと指摘する。現在における土地所有は自作農によるもので、その限り、土地所有は労働主体のむこう側にあるというものではない。自作農にあってはいわば相容れざる二つの魂が現実の場で衝突せざるをえない。安孫子会員はコメントで、村落というばあいその内部構造に重点をおいて考えるべきとしたわけであるが、現在の村には商業化、混住化という社会現象があらわれている。この事態のなかで、私的の土地所有の意味合いをあらためて明確にしていかないと、集団的の土地利用にしても、あるいは土地利用秩序にしても、なにかほのぼのとしたものとなってしまうのではないか。この辺についての、具体的な事実からの接近が必要であろう。現在は、自作農の土地所有といつても、一方では政策的に小作地を増やす政策がとられてい

る。それどころか、耕作放棄地がそれ以上に増加している。まさにアマツ罪ではないか。これを罪として意識し、克服するにはどうないわば仕掛けがあるのか。これは、つまり、自作農を前提とする限り、彼ら自身の中にある二つの魂の衝突を内面から変えてゆくという意味で、土地所有の障壁をどのように自覚化していくのか、その道筋を厳密に解明していくことの必要性を示すものといえよう。

以上、司会者のメモに従って大会討論の前半部分を整理した。大會討論の構成方針はともかくとして、他の発言内容については、東の誤解があるかもしれない。これらは次年度にむけて予定される研究会、あるいは研究通信等によって訂正していただきたい。後半部分については、次回研究通信で、吉沢会員と東の担当で紹介する予定である。

（一九八六・一一・二八）

第三四回大会から

松田苑子

このところどこへ行くにも新幹線を利用することが多かつたせいか、島根はやはり遠いと思われた。在来線は岡山から伯備線に乗つただけなのだが。昼すぎに岡山を出て、夕刻を松江で過ごし、玉造温泉に着いた時には、すっかり暮れていた。

今年度大会は、課題報告三、自由報告五、特別報告一、いずれも示唆に富んでいた。ことに印象的だったのは、永田恵十郎氏が特別報告「過疎山村の明暗」のなかで引用された「先に死んだ者が果報だ」ということばである。配偶者に先立たれて独り暮らしの、S集落の、五八才の男性の言ことである。読みこみすぎかもしれないが、自分の位置があつたはずの社会關係が消失していることにショックを受けてもらしたことばのようにきこえ、共通課題「土地と村落—村落の変貌と土地利用秩序—」の、村落の変貌の速さ、深さ、ひろがりを暗示した表現のようと思えたからである。

自由報告。

佐藤直由・内田司兩氏は、「牡鹿半島漁村における戦後漁家経営の動向」で、漁家経営の分化を脱漁民化という昭和四〇年代以降の構造変化を、泊浜の事例により報告された。兩氏の関心の第一は「当該漁村の沿岸漁業の展開及び各漁家の有しているどのような要件が反映してどのような階層分化が起こってきたかを明

らかにすること」にある。動力化の急進展とわかめ養殖の導入が行われた昭和四〇年代の漁家の労働力構成（例・あととりの漁業继承がスムーズにできたか）、漁業体験（例・遠洋漁業体験）などがその後の漁業経営の展開を相当程度規定している点を詳細なデータにより示された。

蘭信三氏は「満州農業移民し戦後集団再入植開拓村における“きずな”と農民層分解」と題して報告された。満州開拓団の三分の一が引き揚げ後再入植して形成した開拓農協の事例である。昭和二〇年代は共同當農共同生活（三〇年代から個人當農、この間、組合長のリーダーシップと満州体験・引き揚げ体験の“きずな”があったが、昭和四〇年代以降、專業農家、第二種兼業農家、離農という分解が始まる。個人當農期の労働力構成、世代交替に際して後継者が農業にたずさわっていたかどうかが分解の指標になるという指摘であった。これは、先の佐藤・内田報告にも共通する視点である。変動や動向の分析にとって、有効な視点といえよう。

酒井・白樺・小内三氏の報告「山陰平場農村における兼業化の進展と村落生活」は斐川T地区の昭和四〇年代以降を兼業化の進展を軸に論じたものであった。経営階層別の農業經營の分化、他方での全階層での農業機械への過剰投資、世代別に異なる農外就労の動向、部落常会への諸機能の集中、年令階梯別集団の意味の変化、など村落生活の諸側面が提示された。四〇分という報告時間には收まりきらない豊富なデータであった。

北原淳氏の「タイ農村の就業構造」は、タイで続けてこられた調查事例をふまえながら地域労働市場の展開のパタンが中部・北部・東北部それぞれの農村の就業構造を規定しているという分析を示さ

れた。中部はパンコックを中心とした都市労働市場が農外就労の機会を豊富に提供し下層農も農外収入により一定の生活水準を保てる。東北部は労働市場の展開がなく、農業生産性も低い。ここでは現金収入は苛酷な出稼ぎ労働で得られる。これらに対し、労働市場の展開が限られている北部農村では、上層は商品化率の高い農業を営み農外就労もし収人が高いが、下層は村内で農業労働に雇われつつ自給的農業を営むのみで、上層との間には大きな収入格差がある。日本農村の△変貌△との比較という点で示唆に富む分析だった。

春日文雄氏は「土地整理期の沖縄農村構造—羽地間切稲領村を中心として」と題する報告で、明治三〇年代の土地整理事業にかかる土地分配の実態に焦点をあて、伝統的な割替制度に代わって地主・小作関係が固定して行く課程を大正期まであとづけて論じられた。明治三六年の土地分配にあたって雇人にも配分されたことが雇人戸の經營の相対的独立をいみするならば、このことと一方で大量の仕明地が上層の占有のまま配分の対象にならなかつたことに、その後の農村構造の基本的枠組みにつけることができるのである。このような上層農と旧雇人零細農とのあいだにどのような関係が結ばれていたのか。資料が少ないとことで残念だが、共通課題の△土地利用秩序△ともかかわって興味がもたれた。

課題報告。西川善介氏の「近世の入会林野と村落」では、幕藩制行政村としての村、生活共同体としての村、入会の権利主体、この三者が必ずしも一致するのではなく、生産力が低いなど当該地域の固有条件によつては、それぞれの範域がずれることが、多くの事例を挙げて論じられた。また、家が村を構成するとしても構成原理は单一ではなく重層的・複合的であると指摘され、近世に於ける林野

利用のありかたについて提示された。続いて岩本由輝氏の「本源的土地所有とムラの土地利用秩序」はシキマキ・クシザシなどの慣行が土地利用権の実行形態であったという点を、中世における東寺領伊勢国大國庄のシキマキの事例を中心に論じられた。歴史学の素養に乏しくて西川氏の論点も岩本氏の論点も完全に理解できたとはいはず、もどかしかった。討論のなかで、土地利用秩序の（保証）主体は何か、という質問に、岩本氏は「世間」、「共同体としてのムラ」と答えておられた。また、インドネシアやタイも同様に解釈できる事例があると紹介された。しかし、土地利用、土地所有、利用者、所有者の関連構造についてそれ以上議論がすすむというわけにはいかなかった。

課題報告の第三、長谷川昭彦氏は「村落の変貌と土地利用秩序の展開」と題して報告された。村落の変貌を、社会的統一性が村落共同体→村落競合体と変化する過程と想定し、それに応じて土地利用体系が「自然に対する人間の斗い」から「人間の人間にに対する斗い」へと変化する。その後高度経済成長期以降、混住化・過疎化が進むなかで、村落複合体への再編成、公共的規制の必要性をも含む土地利用体系の変換が求められる、とされた。マクロな視点からこれまでの諸論点を整理された問題提起であった。討論のなかで長谷川氏の概念規定にかんしていくつかの質問が出されたなかから、土地利用ないし土地管理の主体は何か、という論点が浮びあがつた。公共的規制という観点からすれば農政及び行政総体、土地利用者としての住民、農業經營の観点からすれば農家、どれも主体ということになる。

この点は、報告をききながら頭のなかにひつかかっていた疑問に

通ずる。今年度の副題のなかの「土地利用秩序」には二つの側面があつたようだ。第一は「土地利用のあるべき秩序は何か」という問題意識であり、第二は「土地利用のメカニズムは実際はどうなつてているのか、どう変化しようとしているのか」という現実認識の視角である。仮に農家に論点を絞るとする。土地利用者としての農家は一様ではない。第二種兼業農家の土地利用と、作業受託をしつつ經營を拡大しようとする専業農家の土地利用は明らかに異なるであろう。第二種兼業農家が農戸数の五割以上、総耕地面積の四割強を占めるということを考えると、第二種兼業農家を土地利用者（ないしは土地所有者）としてどのように位置づけていくべきなのだろうか。問題意識としての「土地利用秩序」を考えるにしても、実態としての「土地利用秩序」を考えるにしても、ひつかかる点ではある。残念なことに討論の時間は終りに近づいてしまった。二日間でわたくち密度の高い報告を聞き、前の晩は懇親会で（？）疲れていて、討論終了にほつとしたのが本心ではあるが、西川氏、岩本氏が提示された論点をもふまえて、討論があらためてはじまるべきだったのかもしれない。

村落の変貌は急だというのに、これを理解するためには、研究的基本的なところで尽すべき論議があまりにも多いということを、あらためて感じさせられながら、夕刻、出雲玉作跡のある丘にのぼると、遠くに穴道湖のそむき事ができる。先ほどまでの無力感にかわって少し意欲も湧いてきたのであった。
最後になつたが島根大学の大会事務局にはすっかりお世話をなつた。泊り込みの大会の利点は同時に大会事務局にはすいぶんな御手数をかけているのだと思う。有難うございました。

第三回大会の印象

村長 利根朗

ふと目を覚ますと、高山さんが今度の大会の感想を書いてほしいと申される。じつは前夜、田がさえて明け方まで寝つかれず自由研究はほとんど居眠りをしていた。眠っていたことは存じてますと。司会席から見えていたらしい。だから、私の感想は課題報告とそのあととの討論の部分だけになる。

今年の課題も「村落と土地」だが、副題は「村落の変貌と土地利用秩序」となった。

「変貌」というところが去年と異なる。最近、ここ数年来、日本農業を取りまく環境がますます厳しくなつていて、米をはじめとする農産物にたいする国際的な圧力、それをうけて農業の合理化・改革をせまる苛酷な国政が、農業における生産性の向上と土地利用の合理化を迫っている。資本はすでに農業を補助する気持ちも余裕もうしなつていている。日本に農業はいらないという極論も出てくる時代になつた。減反政策・農地転用・基盤整備。転作・土地改良・過疎・混住化・・・に伴う村落の変容という事実が、去年の諸報告の散見していた。「村落の土地管理機能」の喪失が日程にのぼってきた。二、〇〇〇年続いた日本のムラが今、壊れつつあるという実感が側々として身に迫る。村も部落は為政者にとつても便利で都合のよい組織であった。いまやそれすら御用済みになろうとしている。村研は

そのあとを追隨するような氣もあるが、今年は「村落の変貌」という副題がつくこととなつた。という程度の予備知識をもつて今年の大会に臨んだ。設定された共通課題にそつて三つの報告と特別報告が一つ行われた。

西川善介氏の報告。印象記というふざわしく甚だ勝手な感想で申し訳ないが、私は西川氏の報告の真意を把握できなかつた。氏は「具体的な史料をとおしてか語らぬ」という趣旨のことを報告の中で仰言つていた。氏が提示した史実は理解できたかぎりでは、まことに興味深かつたのであるが、トータルとして氏は何を私達に語ろうとしていたのか。私の貧しい理解では、近世の村においては「行政上の村」と「生活共同体としての村」とは乖離しているといふことを一貫して主張し、且つ、部落が生活共同体であり、入会の用益あるいは所有の団体でもあつた、ということのようであつた。とはいものの、私は氏の真意を誤解しているかも知れぬという危惧が多分にある。「印象」としてこれを許していただきたい。

岩本由輝氏の報告。種を蒔き、串を立て、繩を張るという行為が土地の占有を表示し、したがつて重時・串差・絡繩が占有権にたいする不当な侵害にもなるという研究があり、今までの最も克明な分析は、延喜式所収、六月晦の大祓の祝詞等に依る中村吉治氏のものであった。岩本氏はこれと同種の史料を中世初期・中世後期・近代について博搜・提示している。重時（あるいは播種）・串差・絡繩による土地占有権表示の史料がこれだけ一堂に会したのは初めてであろう。神代の時代から近代に至る一貫した何かがあるという理解である。報告の表題に「本源的土地所有とムラの土地利用秩序」とあるが、今回の報告とあとの討論に関するかぎり、私の聞きおと

しかもしれぬが、提示された史料とムラとのかかわりは、はつきり打ち出されていたとはいいきれぬ。むしろ研究通信一四一号所載の東北地区研究会報告のあとの討論で、これと共同体とのかかわりが有効に論議されていたように思う。それにしても、五世紀と推定される大祓の祝詞の段階で、播種による土地占有を承認したのは共同体であろうが、爾来二〇世紀の今日まで共同体もずいぶん変化している。共同体の所産である呪術に代わって近代国家の権力が、判決などという形で関与してきている。重時（播種）・串差・絡繩の社会的意義もずいぶんかわつていよう。岩本氏がこの辺を千篇一律に考へているはずはないから、その辺のことも語つてほしかったようだ。

長谷川昭彦氏の報告。共通課題の副題がそのまま、長谷川氏の報告の表題になっているように、学会が提起した課題に正面からとくんだ報告であつた。氏が自ら構築した理論を開陳したもので、理論の出発点を土地におき、単なる大地から国土というカテゴリーを展開している。従つて、農地だけでなく、林・工場・住居・レクリエーションの場などまで含めた各部門を統合した土地利用体系との利用秩序を包括するモデルの中で村落の土地利用秩序を立論し、村落に三つの段階の理念型を設定する。

- 1、村落共同体
家が未熟な段階の村落
 - 2、村落競合体
家が競合している段階の村落
 - 3、村落複合体
農家と脱農化しつつある家の複合した村落
- の、それぞれに固有の土地利用体系が対応するという趣旨の提案である。内容まで述べるわけにはゆかないが、従来の経済学・経済史の側からは大いに異論が出そうだ。それにしても、氏の理論体系を

おおさつぱにでも、その発想の根底から組上にのせてということもなかつた。語意にかかる二三の質問がでたにとどまつた。第三者二様の報告で、討論の司会者の方々も苦労なさつたと思うが感想を述べる側の気持ちも少しづつはぐだ。特別報告の永田恵十郎氏の「過疎村落の明暗」は現に危機に瀕している村の再生の試みを述べたもので興味深かつた。去年訪れた渥美半島の果物と花にだけ依頼する農業と、その昔柳川で行われた、岩手県の志和農協で実践しているという多角的経営の報告（佐藤正氏）を思いだした。

村研大会に参加して

農村生活総合研究センター

荒 棚 豊

第三回村落社会研究会大会が一月二〇、二一日の両日にわたりて島根県玉造温泉に於いて開催された。

この大会では五本の自由報告と三本の課題報告、そして特別報告がなされた。昨年から引き続い「土地と村落」を共通課題としているが、今年は特に「村落の変貌と土地利用秩序」に焦点があてられた。自由報告の中にも共通課題に直接結びつくものがいくつかみられ、「土地と村落」が村研にとって極めて根本的なテーマであることを知らされたのであった。

まず、自由報告について簡単にみてみると。佐藤直由・内田司会員

は社鹿半島の漁村を対象にして、漁民層分解の実態を各漁家の内的要因（ライフサイクルと経営内容の変化）から考察した。次に春日文雄会員が沖縄農村構造の分析を明治期の土地整理事業に関する資料を駆使して、当時の階層構造についての知見を発表された。資料が十分に存しないしながらも、地割のなされる条件について言及された。三番目に、蘭信三会員が満州移民の体験をもつ戦後集中入植村を調査し、この開拓村が昭和四〇年代まで農民層の分解が抑制されていたことの主要な要因を移民経験に基づく住民間の「きずな」に求めた。北原淳会員はタイ農村を、農家の農外就業の差異と労働市場の展開状況から「全面的資本主義化地域」、「部分的資本主義化地域」、「商業層滞留の資本主義未浸透地域」、「資本主義未浸透地域」、の四つの類型に区分し、それぞれのタイプからの事例分析から、とくに家族の異質性を問題とされた。最後に、酒井恵真・白樺久・小内透会員は島根県下の平場農村の展開過程を、集落の転作対応による農業の活性化と生活諸集団の重層的な活動との関連に着目し、考察した。

第一日目の後半から、吉沢・東・北原会員による司会のもとに共通課題の報告が始まられた。まず、西川善介会員の「近世の入会林野と村落」と題する報告は、戒能氏の行政村としてのむらと生活共同体としてのむらの区分を画期的なものとして指摘し、これら二つの側面は必ずしも重なり合つてゐるということはできず、分離している村々もあることが強調され、共同体としてのむらの側面を近世の木曾、飛驒山村等の入会林野を題材にしての研究報告であった。共同体としてのむらの機能が現実の入会關係を規定するときの意味というものが問われなければならないとして、近世山村の文書を綿

密に考究された。

次に、岩本由輝会員から「本源的土地所有とムラの土地利用秩序」について報告された。本源的・土地所有とムラの土地利用という中で、日本の神話にみられる天津罪としてのシキマキ、クシザシ、アセナワという言葉の使用例を中世・近世・近代の文書の分析を通じて検討し、土地所有意識の推移を問題とされた。

大会二日目は、前日に続いて共通課題報告が、長谷川昭彦会員から「村落の変貌と土地利用秩序の展開」と題してなされた。そこでは、村研の地区研究会での討論の整理のあと、現代農村と土地利用の把握に向けての独自な展開がなされた。まず、人間に対してもつ土地の意味の考察から生活資料の供給の場としての、生活行動の範囲としての二重の意味のあることを指摘した。一方、村落については「村落連関体」なる概念が提示され、現代農村が「村落複合体」段階にあるとみて、この段階での土地利用は高度成長期において自然の生態系の破壊、公害、農地のスプロール化等々の問題を惹起せしめたが、今日これらの解決のために集落レベルから市町村レベルまでの多様な農村計画が必要となってきたと主張するものであった。

最後に、島根大学の永田恵十郎氏から「過疎山村の明暗」と題する特別報告があった。過疎化の激しい島根県下の山村を事例的にとりあげられ、高度成長期の「近代化」の中で過疎山村は、人口維持の困難性、水田+里山+山林の統合システムの崩壊といった社会的・病理的な事態に直面しているとの現状把握がなされた。このような危機的な中にも地域住民の中に自然的個性に着目して地域資源を積極的に利用する農業生産を指向し、再活性化を図っている。

とする動きが生まれてきており、この生産に関わる活動が地域の社会文化的な活動とも連動するようになってきていることが報告された。そして、今後の方針としては、村落の伝統的な資源利用体系（生産活動が意識的、生産手段を自らが作る、生産活動が社会的）を基礎として、今日的な生産力水準に依拠するかたちで再構成することの必要性が強調された。

この後、課題報告にひき続いて共同討議に移ったが、先ず司会者団からの要請によって、近世の西川報告と中世を中心とした岩本報告を近現代に繋げるかたちで安孫子麟会員と磯辺俊彦会員が論点の鮮明化とその展開について論述された。

安孫子会員からは入会関係の変化解体の過程で生活共同体としてのむらの機能をみようとするとき、商品経済の浸透だけでなく藩財政の変化や利用主体としてのイエの村落での位置づけ（村落の内部構造）の必要性が指摘され、また、神話に出てくる天津罪は一体何故に生まれてきたのかとの問い合わせからその根底にあるものはイエとしての経営保障であると考えられるが、この保障をしなくてもよい段階では耕地に対するこのような規制力は消失してしまうのではないかといった事柄がコメントされた。

磯辺会員からは所有の本源的・本質的形態を肯定的に評価し、労働と所有の同一性を現代的に再構築することが、今日求められているのであろうとの理解に基づいて、永田報告にあたった自然的・社会的個性に着目した新たな土地利用体系は、安孫子会員のいう耕地生態系の安定・地力維持等の議論の展開の中から、資本主義の中での「私有」の展開のうちに所有の下に従属されてしまった労働主体の回復の途を探すことはできないかとのコメントがあった。

これらを受けて討議が進められた。まず、西川会員から磯辺会員の新たな土地利用体系の再建に関連して、近世においては土地の所持意識はあるが、所有権としてよりも用益権としての性格が重視されていたことが補足され、私的・土地所有の社会的規制の必要性が述べられた。高橋、河村、池上の各会員から、現実を比較的肯定的に認めるなかで大・中・小土地利用といった農村計画の必要性を主張する長谷川報告に対して、農地利用の公共性についての意見がみられた。すなわち、現状の農村計画は都市的ネットワークの中で農村が補完的・従属性のみなされ、都市と農村の融合というとき都市サイドの公共性が全面に押出されてくるのであって、このような時にこそ典型的な農村像といったものを明確にしてゆかなければならぬとするものであった。

その後もいくつかの質問や意見がみられたが、自作農的・土地所有から社会的合理性の再建（磯辺）、私的所有の社会的規制の必要性（西川）、自然的個性に着目した土地利用体系（永田）などへどのような統合化が可能であるかが主要な問題として今後に残された。また、高山会員からゲルマン共同体と較べて特殊な日本の共同体の展開過程の中に私的所有の質的な差異を求めなければならぬのではないかといった指摘がなされた。

今大会の共通課題はあまりに根本的な問題であるにもかかわらず、例えは土地利用といった用語の意味内容に各会員間に相当な違いがあるようと思われた。土地の利用とは耕地の利用といったかたちで集中的に議論されていたようだが、今日の農村を検討する場合それだけで対応出来るのであるうかといった印象をもつてしまつた。もちろん、村落と農業とは不可分の存在であり、農業生産の基盤とし

て土地＝耕地が重視されるのは当然ではあるけれども、農地の sprawlization、耕作放棄地の増加等の耕地をめぐる危機的な様相を呈してきている一方で、農村の過疎化、高齢化の広範な進行がみられ、農村それ自身の崩壊の危機に直面しているのである。また農村の生活体系の転換がみられるなかで、農村の自然の整備・生態系の保持、景観の保全、福祉的な諸施設や交通・通信網の整備といった事柄が農村の活性化の一つの素材として考えられなければならない。農村の生活者側からの戦略と要求実現の一手法としての農村計画という形でみられるようになってきている時、耕地の利用だけでもつと広く共同の消費手段の配置や景観をも視野に入れて土地利用秩序を考えいかねばならないのではないかろうか。

最後になつたが、村研としてはめずらしく、立派な温泉ホテルを会場として設定して頂いた島根大学の関係者の方々に感謝したい。大会でのむずかしい議論で頭が混乱した私には、身体を温める豊かな湯、優雅な庭園、そして国引き太鼓の生演奏は心和ませるに十分な環境であり、島根県での大会は印象深いものであった。ただ、私のような若輩の者にとって、部屋割はあいうえお順のみが合理的ではないようと思われた。

一九八六年度第三回運営委員会記録

(2) 共通課題について
当日開催された運営委員会では、総会で事務局に意見を提出してもらうことに決定された旨報告

一月一〇日（ホテル玉泉）十二時三〇分～一三時

安孫子、岩本、長谷川（昭彦）、松本、高橋（明善）、安原、

島崎、原、東、北原、米沢、皆川、白樺、大沼、松田、高山

一、大会開催地

山形大学、岩本由輝氏がお引き受け下さることになった。

二、次期事務局について

東京農業大学に依頼する予定であったが、佐々木豊氏死亡により、引き受けが困難となつた事情から、引き続き慶應大学で担当することとした。

三、「共通課題」について
「共通課題」に関しては、大会終了時まで意見を寄せられるよう会員に要望する。

一九八六年一月一〇日 総会記録

一、事務局報告

(1) 一九八六年度事業報告

一九八五年一月三〇日、第一回運営委員、宿題委員会合同

委員会を中央大学で開催し、一二月末通信一四三号を発送、

一九八六年一月一八日、及び五月十日に研究会を開催、以後、通信一四四号、一四五号、一四六号（大会特集）、及び三年

ぶりに「名簿」を作成し、発送した。

東北、安孫子麟、岩本由輝、細谷昂

二、会計報告、監査報告

一九八六年度会計決算は左記通りである。

一昨年度事務局の皆川勇一会員から前記会計報告の決算が適正である旨の報告があり、承認された。

三、運営委員選挙

五名連記により選出した結果、新委員一六名の氏名は別掲の通りである。

四、一九八七年度大会事務局。

山形大学、岩本由輝氏にお引き受けいただくことになった。

五、一九八七年度 村研事務局。事務局は引き続き、慶應大学 高山隆三が担当する。

六、編集委員会より

長谷川編集委員より「村落社会研究」第二十三集への自由報告の論文應募がなされた。

一九八七年度運営委員（任期二年）

一九八六年十一月二十日總会（十七時三〇～一八、〇〇）における選挙（五名連記）の結果、新しく、次のように委員が選出された。

北海道、布施鉄治、大沼盛男、酒井恵真

東京・関東、柿崎京一、工藤清光、高橋明善、島崎稔、
松田苑子、安原茂、東敏雄、長谷川昭彦、吉沢四郎、

蓮見音彦、高山隆三

中部、中田実、渡辺正

近畿、松木通晴、北原淳、岩崎信彦、鳥越皓之
中・四国、原宏、大野晃

九州、米沢信彦

一九八七年度第一回運営委員会記録

十一月二十一日十二時三〇分～一三時三〇分

出席者、布施、大沼、酒井、安孫子、岩本、柿崎、工藤、

高橋（明善）、島崎、松田、安原、東、長谷川（昭彦）、

吉沢、渡辺（正）、松本、北原、原、大野、高山

一、共通課題について、大会に提出された意見を参考にして、次回

運営委員会で検討する。

二、次回運営委員会を十二月一三日午後四時より開催

三、「地方研究会」を五月初旬に開催する。

なお大会において事務局に寄せられた共通課題に関する意見は
次の如くであった。

「戦後にしばって『土地と村落』の共通課題を続ける。農協等の諸
地域組織サイドからの分析があつてよいのではないか。」（布施鉄
治）『土地と村落』—農村計画と土地利用秩序（長谷川昭彦）
「所有・労働と村落」「国際分業化の下での村落の変貌」

村落社会研究会1986年度会計報告

86.11.21

| 収入の部 | | 決 算 | 前年度決算 |
|-----------|-------|-----------|-----------|
| 前年度 | 繰り越し | 459.392 | 68.719 |
| 会 費 | 収 入 | 1.121.744 | 1.175.331 |
| 利 雑 | 息 入 | 12.234 | 3.152 |
| | 收 計 | 0 | 0 |
| | | 1.593.370 | 1.247.202 |
| 支出の部 | | | |
| 「研究通信」印刷費 | | 346.000 | 425.000 |
| 「名簿」印刷費 | | 112.000 | |
| 研究通信名簿郵送料 | | 172.760 | 161.000 |
| 大会通知等 葉書代 | | 49.000 | |
| 同 上 印 刷 費 | | 18.000 | 29.000 |
| 連絡会文通議費 | | 8.810 | 79.990 |
| 会 文 講 師 費 | | 5.400 | 3.940 |
| 講 事 雜 費 | | 3.940 | 110 |
| 次 年 度 | 支 繰り越 | 20.000 | 57.100 |
| | 計 | 68.000 | 0 |
| | | 0 | 4.800 |
| | | 689.460 | 459.392 |
| | | 1.593.370 | 1.247.202 |

会員動向・八六年一二月二一日現在会員数三三七名（内住所不明者七名）
八六年度 新入会員一〇名 退会者七名 死亡者一名
会費納入状況・八五年納入者二三一名 八六年納入者一八名
八七年納入者二名
八年以前の未納者八五名（内 五年以上未納者十五名）

第二回運営委員会記録

出席者

岩本、工藤、島崎、高橋（明）、長谷川、松田、吉沢、高山

第一回運営委員会は、明治大学校舎において、十二月十三日午後

四時より六時まで開催され、議題は次の如くであった。

1 本年度「共通課題」について

2 第一回研究会、報告者、日程

3 本年度大会開催地及び日程

4 運営委員について

一、大会後、事務局に寄せられた意見は以下のようであった。

A 安孫子

(1) 今年度の報告が、村実態との関連が弱かったので、三年目

を、村実態と関連づけた報告で構成することにし、テーマは

継続とする。

(2) 村実態と関連させるといつても、一年目に、戦前期の村が

二つ（細谷、安孫子）報告されているので、三年目は、戦後期に限定する。

(3) 戦後期としても、そこで取り上げる問題点をある程度、運

當委員会、宿題委員会でしぼっておく。

(4) 考えられる問題は、

① 農地改革と村の土地管理機能

② 基盤整備と村

③ 団地栽培と村
④ 減反と村

農地利用増進法と村

入会解体と村—果樹化を含む

漁場（とくに養殖漁業）と村

生産組合と村（とくに集落機能との関連）等々

このうち、四つぐらいについて、最も適当な報告者を探す。

(5) 前々から苦労していることですが、適当な研究者がどの程度おられるか、人選が大事だと思います。

(6) そのためには、課題の狙いを、抽象的でなく、具体的に提示して、報告者が見当をつけやすいようにしておく。たとえば減反について、行政町村の立場と集落の立場の差異やその対応形態の意義を明確にとらえるように心がけるといった指

示（提示）を通信でやっておく。

(7) 経済学なし経営学的に流れないように、村の利用秩序、管理機能に力点をおくように指示しておくる。

B 安原

共通課題のテーマですが、小生としては『土地と村落』をもう一年継続し、二年でまとめるのが、適切であると思います。土地利用、土地管理について実態報告や理論的（？）視点は従来の研究会、大会などの報告で論じられてきましたが、△土地所有△の問題は必ずしも展開されてきたとは思えないという点と、△土地と村落△の表題のわりには△村落△の問題が十分究明されなかたという印象があるからです。

△ムラ△村落△が地域農業のための管理主体であるということが何か、ア・ブリオリの前提となっているような感もありますが果し

てそうでしょうか。山村と平地村、都市近郊村などではかなり様相に相違があるのでないでしょうか。△村落▽については長谷川さんが新しい理論的視点を提示したにどまっているような感があります。

かつて、いわゆる△家連合▽としてのムラが、村落土地管理主体的機能を有したのは単にムラの方からのみ理解しうるのではなく、ムラを構成する△イエ▽の性格の側面からも理解しなければならないでしよう。では、今日のムラは、かつての如き性格の△イエ▽を有し、かつ、△イエ連合▽的性格を有しているのか、これははなはだ疑問とすべきことであり、そうであるとするならば、今日の、ムラの構成単位である『農民家族』の性格そのものの究明も現在の段階のムラ＝土地管理主体、という如きア・プリオリ的発想は再検討されねばならぬことになるでしょう。そしてそれはまた、△土地所有▽の社会的性格の変容とも関わることであり、さらに農業生産力のさらなる展開のための主体のありかたが、土地所有＝利用との関連で問題となつてくるようにも思われます。

いずれにせよ、△土地所有▽の今日的性格とムラとの関連の検討と△村落▽の地域類型的把握など、△土地と村落▽のテーマで残されている問題はすくなくないように思います。

これららの意見をもとに、共通課題はもう一年「土地と村落」を継続することにしたが、三年目で総括するとしても、どこに論点を絞るかが問題となつた。「二十一世紀へ向けての農政の基本方向－農業の生産性向上と合理的な農産物価格の形成」が打ち出され、土地

利用型農業の規模拡大と農産物価格の引き下げ、減反の強化と財政的手当の削減を農政としても求めて來ていてる状況に直面して「村」がどうなつているのか、その実態との関連を「基盤整備、水利と村」「減反と村」、「生産組織と村」、「利用増進法と村」など具体的に検討するという安孫子氏の提案を基本として意見が交わされた。その場合、大会時に寄せられた「所有・労働と村落」が問題となつた。即ち、労働に基づく所有が、現在の日本農業においていかにあり、またいかなる展開をとげうるのか、労働のありかたとの関連で「土地と村落」をどのように考えたらよいのかという点である。

この委員会では共通課題のサブ・テーマをあえてさしあたり絞ることをしないで、第一回の研究会終了後に検討することとした。

二、第一回研究会は安原会員に「土地と村落」に関してのこれまでの研究会、大会を踏まえて報告をお願いすることとし、当日は安原会員は欠席であったが、翌日、了承を得た。第一回研究会は一月七日（土曜日）十三時三十分より慶應義塾大学研究室会議室で開催する。

三、岩本会員より一九八七年度大会は、八七年十月五日（月）、六日（火）山形県鶴岡市の「いこいの村庄内」で開催の予定である旨報告があった。その後の連絡で、この日程で仮契約をしたということである。一泊六、九五〇円の予定

四、運営委員にさらに高橋正郎、皆川勇、黒崎八洲次良会員に加わっていただくこととした。

以上

△村研年報編集委員会より▽

一、村研年報編集委員には昨年に引き続き、次の諸会員が当たることになりました。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 安孫子 麟 | 柿崎 京一 | 小池 基之 |
| 後藤 和夫 | 島崎 稔 | 嶋田 隆 |
| 田原 音和 | 高山 隆三 | 中野 卓 |
| 蓮見 音彦 | 長谷川昭彦 | 福武 直 |
| 布施 鉄治 | 松本 通晴 | 安原 茂 |

二、編集体制としては、昨年と同様に、代表幹事に安原茂、事務局に長谷川昭彦があたり、「村落研究 第二十三集」の編集を担当することになりました。

連絡先は次の通りです

〒二二八 相模原市御園三一一〇一〇 長谷川昭彦方

電話

○四二七一四二一三九三一

村研年報編集委員会

三、村研年報 第二十三集 研究動向の執筆者について

「村落社会研究・第二十三集」の研究動向の執筆者が次のように決まりました。

会員の皆様の一九八六年および近年の研究業績の現物・抜き刷り・コピーなどを次の方々に送って下さい。

△史学・経済史学▽ 長谷部 弘

〒九八二 仙台市三神峯一一三一三一三〇五

電話 ○二二一一四五一一四八三

△経済学・農業経済学▽ 久力 文夫

〒六一一 宇治市木幡西ユニ宇治川一一六〇五

電話

○七七四一三三一一九八七

△社会学・農村社会学▽ 白樺 久

〒〇九〇 北見市小泉六六四一二七

電話

○二五七一二四一〇四七〇

△法学・農業法律▽ 林 研三

〒一七〇 東京都豊島区南池袋一九一三

電話

○三一九八六一九三五八

八七年度新入会員

大門 正克(市立大月短期大学講師)

〒一八四 小金井市本町三一一一七

永田 恵十郎(島根大学)

〒六九〇 松江市上乃木町六六九 島根大学宿舎五〇五

電話 ○八五一一四一六六五三

立川 雅司(中国農試)

〒七二一 広島県福山市西深津町 六一一一

福與徳文(農業研究センター)

〒三〇五 茨城県筑波郡谷田部町 観共台 三一一一